

陳 情 文 書 表

平 2 5 陳 情 第 6 号	平成 2 5 年 5 月 2 4 日 受 理
件 名	神奈川県最低賃金改定等についての陳情
陳 情 者	平塚市宮松町 6 - 1 0 チサカビル 2 F 日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合 議長 齊藤 政和
陳 情 の 原 文	
<p>陳情趣旨</p> <p>我が国における働く者の雇用と生活は、所得の低迷や格差拡大などに歯止めがかかっておらず、非正規労働者は全雇用労働者の 3 5 % を上回り、年収 2 0 0 万円以下で働くワーキングプアは 1 1 0 0 万人近くに及んでいます。</p> <p>また、非正規労働者として、自ら生計を維持している労働者層も拡大しており、地域別最低賃金制度における「すべての労働者についての賃金の最低限を保障するセーフティネット」の役割は、ますます重要になってきています。</p> <p>このような中、生活扶助基準を 2 0 1 3 年度から 3 カ年で 6 . 5 % の大幅引き下げを含む同年度一般会計予算が編成されました。</p> <p>2 0 1 3 年度の地域別最低賃金の改正にあたっては、2 0 0 8 年施行の「最低賃金法の一部を改正する法律」及び 2 0 1 0 年の雇用戦略対話合意見直しにおいても、適切な対応を求め、生活扶助基準の引き下げが他の制度に波及し「貧困の連鎖」を引き起こさないようにしなければなりません。</p> <p>一方、特定（産業別）最低賃金は、セーフティネットである地域別最低賃金と別の役割を果たす位置付けとして、当該産業の労働条件の向上または事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金の必要性を認め、関係労使のイニシアチブにより設定するものであり、かつ、地方最低賃金審議会での審議は、労使協議を補完・代替する役割を担っています。</p> <p>しかしながら、近年、地域別最低賃金の上昇もあり、結果として、すべての産業における特定最低賃金の改定にあたっての必要性審議において「必要性あり」には至らないケースが発生しています。</p> <p>2 0 1 3 年度の特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、その役割を果たすために、制度の正しい理解のもと、当該産業の労使のイニシアチブを最大限尊重した「必要性審議」が行われることが重要であると考えます。</p>	

以上の観点から、貴議会におかれましては、本陳情の趣旨を御理解の上、国に意見書を提出されますようお願いいたします。

陳情事項

2013年度の神奈川県最低賃金の諮問・改定に関する次の事項について、国に対して意見書を提出されますよう陳情いたします。

- 1 神奈川県最低賃金の諮問・改定を早期に行うこと。
- 2 地域別最低賃金の改定に当たっては、2009年度の神奈川県地方最低賃金審議会で公労使が結審した神奈川の「生活保護との整合性」を図る観点から、生活保護との乖離解消を2013年度で実現すること。
- 3 特定（産業別）最低賃金の改定にあたっては、最低賃金法が定める役割等が果たされるよう、その趣旨及び内容の周知徹底を強化すること。

